

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（北陸新幹線に係る特定特急料金の明確化に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ニ) 特定特急料金</p> <p>a 第 57 条第 1 項第 1 号ニの (イ) の a に定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(a) 当該区間の営業キロが 50 キロメートル以下の場合 880 円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、1,090 円とし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,330 円とし、東海旅客鉄道株式会社線、西日本旅客鉄道株式会社線及び九州旅客鉄道株式会社線内にあつては、870 円とする。</p> <p>(b) 当該区間の営業キロが 50 キロメートルを超える場合 1,000 円とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,520 円とし、東海旅客鉄道株式会社線及び西日本旅客鉄道株式会社線内にあつては、990 円とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ニ) 特定特急料金</p> <p>a 第 57 条第 1 項第 1 号ニの (イ) の a に定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(a) 当該区間の営業キロが 50 キロメートル以下の場合 880 円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、1,090 円とし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,330 円とし、東海旅客鉄道会社線内、西日本旅客鉄道会社線内（北陸新幹線を除く。）及び九州旅客鉄道会社線内にあつては、870 円とする。</p> <p>(b) 当該区間の営業キロが 50 キロメートルを超える場合 1,000 円とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,520 円とし、東海旅客鉄道会社線内及び西日本旅客鉄道会社線内にあつては、990 円とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、令和元年 11 月 20 日から適用する。